

益田市地域づくり支援体制整備事業業務委託プロポーザル仕様書

1 委託業務の名称

益田市地域づくり支援体制整備事業業務委託

2 委託業務の目的

本委託業務は、少子高齢化や人口減少により、地域活動における担い手不足が課題となっていることから、豊かで活力ある持続可能なまちづくりの実現に向けて、地域の主体的な取組を推進するため、地域等と関わり、専門的なスキルと知見を持って継続的な伴走を行い、益田市での地域づくり人材の育成するためのプログラムを実施する。

3 委託業務期間

業務委託の期間は、契約締結の日から令和8年3月31日までとする。

4 業務内容

(1) 次の点については、地域づくり人材の育成をするために実施すること。

① 地域づくりに関する研修・イベント等の活動支援

- ・地域づくりに関する研修の企画・運営（各年5回以上）
 - ・地域自治組織への活動支援（各年5回以上）
 - ・アンケート実施・集約・分析
 - ・「ますだのひと」ウェブサイトの記事の作成（研修、活動支援に併せて）
- ※3年間で市内20地域自治組織において各1回以上活動すること。

② 地域魅力化応援隊員・地域マネージャー等に対する研修支援

- ・地域魅力化応援隊員・地域マネージャー等に対する研修の企画・運営（各年3回以上）

③ 地域づくり人養成講座の企画・運営（各年3回以上）

企画・運営にあたっては以下の内容を含むこととする。

- ・地域づくりに対する意識醸成につながるような内容とすること。
- ・地域を「家庭と仕事以外の自己実現の場」として捉え、地域で活動していく人が増えるようなワークショップを含んだ内容とすること。
- ・受講生の参加後の伴走支援をすること。（各年15プロジェクト以上）
- ・受講生の参加後の接続支援をすること。（各年6プロジェクト以上）
- ・アンケート実施・集約・分析
- ・動画作成（3本以上）
- ・「ますだのひと」ウェブサイトの記事の作成（10記事以上）

④ 地域自治組織の学び合いの場・フォーラムの開催

- ・地域自治組織の学び合いの場・フォーラムの企画・運営
- ・アンケート実施・集約・分析

・動画作成（1本以上）

⑤ 大学生の地域活動支援

- ・大学生による益田市をフィールドとした地域活動の伴走支援（各年10人以上）
- ・「ますだのひと」ウェブサイトの記事の作成（各年5記事以上）

⑥ 市民活動団体の活動支援

- ・NPO法人、市民活動団体等に対する研修の運営（各年1回以上）
- ・アンケート実施・集約・分析

(2) 次の点については、予算の範囲内で実施可能とする。

- ① 地域づくり人材の育成のために、独自で企画した事業。

(3) 次の点については、事業を実施する際に注意すること。

- ① 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に考慮し実施すること。
② 事業周知にあたっては、市のHP等を活用して行うことは構わない。

(4) 受託者は、委託者に対して、毎月1回、前月の実績を委託者が指定する様式により報告するものとする。

(5) 受託者は、委託者に対して、定期または随時に業務の進捗状況や遂行上の問題点等について文書または口頭により報告するものとする。

(6) 委託者は、前項の報告を受け事業の目的を達成するために必要と認められる場合は、受託者との協議により業務内容の一部を変更し指示することができる。

(7) 委託者は、受託者の業務遂行にかかる必要経費を予算の範囲内において措置するものとし、受託者は最大の効果が得られるようこれを計画的に執行するものとする。

(8) 受託者は、地域住民等から委託業務とは直接関係ない相談や苦情等を受けた場合は、速やかに委託者に報告するものとする。

5 対象経費

委託契約の対象経費は、本事業の実施に必要と認められる経費（人件費、謝金、旅費、役務費、需用費、賃借料、委託費）とする。

6 委託成果品

- ① 受託者は、事業終了後に報告書を提出し、各年度末には全体を通した実施報告書を提出すること。
② 動画等一式データはDVD-Rにて提出すること。

7 委託料の支払い

受注者は、業務完了後、検査に合格したときは、委託料の支払を請求するものとする。ただし、業務委託を行うために必要であると委託者が認めたときは、受託者は概算払いを請求することができる。委託者は、請求があった日から 30 日以内に委託料を支払うものとする。

8 秘密の保持等

受託者は、個人情報保護法を含む関係法令を遵守し、業務の内容、データの内容、その他契約履行により知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。この業務は履行期間の終了または契約を解除した後にも存続するものとする。

9 再委託の禁止

受託者は、業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により本市の承諾を得たときは、この限りではない。

10 著作権その他知的財産権

本事業により新たに制作した制作物について

- (1) 受託者は、制作、納品した制作物については、益田市が広報及び広告活動等を行う場合、自由に使用できるよう、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 18 条から第 20 条に規定する著作権者の権利を行使しないこととする。
- (2) 受託者が有する著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利は、納品とともに無償で委託者に譲渡すること。また、譲渡が難しい場合においては、委託者と協議の上、譲渡を行わないことができる。ただし、その場合においても、委託者の使用権及び改変を要求する権利は留保しておくこととする。
- (3) 受託者は、委託者に無償譲渡する前項の著作権法上の権利を、委託者以外の第三者に譲渡しないこととする。
- (4) 受託者は、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものでないことを保証すること。なお、制作物に使用する写真、文字等が受託者以外の物の著作物（以下「原著作物」という）である場合には、原著作者に説明し、承諾を得るなど必要な手続きを取った上で本業務にあたることとし、原著作物の原著作者と委託者との間に著作権上の紛争が生じないようにすることとする。
- (5) 当該制作物が、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものであった場合、前項の手続きに不備があった場合その他受託者の責に帰する事由により原著作物の原著作者等と委託者等の間に紛争が生じた場合、これによって生じる責任の一切は、受託者が負うこととする。
- (6) 委託者から提供する既存の情報については、著作権は委託者に帰属するものとする。

11 その他の留意事項等

- (1) 本市から提供を行った情報及び関係資料については、本委託業務を遂行するにあたって必要な範囲でのみ使用することとし、業務外・目的外での一切の使用を禁ずる。また、業務終

了後は速やかに返却し、全ての機器上から消去のうえ、その旨本市へ報告すること。

- (2)本市の条例・規則を遵守し、本市にとって適切な成果及び納品物が得られるよう、本市の立場に立ち、業務を遂行すること。また、本業務における課題、業務の見直し等必要な事項について、積極的に提案を行うこと。
- (3)業務の遂行にあたっては、本市との連絡・調整を密に行い、別途協議が必要と判断された場合は、協議により随時打ち合わせの場を設けるものとする。また、作業の進捗状況について定期的に報告すること。
- (4)パソコンなど業務遂行に係る必要な機器等については、すべて受託者が用意するものとする。また、それらの機器類は、受託者の責任で保守・管理及び故障対応すること。

12 その他

- ①仕様の詳細については、本業務の受託者として決定したのち、本市との協議の上、確定するものとする。ただし、提案内容がすべて盛り込まれるものではない。
- ②この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。